

# 監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 2 3 日

学校法人 玉田学園  
理 事 会 御 中  
評 議 員 会 御 中

学校法人 玉田学園  
監 事 尤 昭福  
監 事 八代 智

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人玉田学園寄附行為第 15 条の規程に基づき、学校法人玉田学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務及び理事の業務執行の状況、並びに財産の状況を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査方法の概要

- (1) 業務監査・理事の業務執行状況監査については、理事会、評議員会その他の重要な会議に出席したほか、随時理事等から業務の執行の報告を聴取し重要な決済書類等を閲覧して学校法人玉田学園の運営全般に係る業務の執行状況を監査しました。
- (2) 会計監査については、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類等につき検討を加えました。

## 2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細票を含む。）及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財政状況を示していると認めます。
- (2) 理事の業務執行並びに学校法人の業務に関しては、不正な行為または法令及び寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

以 上